

古賀市議会運営・映像配信システム再構築業務
公募型プロポーザル実施要領

古賀市

令和7年4月

1 概要

(1) 目的

古賀市議会における円滑な議事運営と市民への情報発信の充実を実現するため、老朽化した音響・映像システム等の機器の更新、再構築をシステムの安定性を重視して行うとともに、聴覚的・視覚的バリアフリーを行うために、音声認識表示システム、カラーユニバーサルデザイン等を導入し、ICTの利用推進による議会活動の活性化と市民に開かれた議会の実現を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

別に定める仕様書のとおりとする。

(3) 契約期間

構築業務委託：契約締結日から令和8年3月25日（水）

(4) 提案上限額

102,828,000円（消費税および地方消費税含む）

※ 提案上限額は、契約金額の上限を示すもので、予定価格や契約金額ではない。また、提案上限額を超える提案については、失格とする。

2 参加資格

本業務への参加者は、企画提案書提出時において次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和5・6年度入札参加資格者名簿（物品・役務）の「電気機械器具」又は「情報処理」に登録されている者であること。ただし、本件に限り、同登録の申請を受理された者でも可能とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (3) 本市から古賀市指名停止措置要綱（平成18年告示第40号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 古賀市暴力団排除条例（平成22年条例第3号）第6条に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者、会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立を含む）がなされていない者であること。
- (7) 個人情報保護方針等を整備し、個人情報適切に利用し、管理する体制が整っていること。
- (8) 福岡県内に本社、支店、支社等の事務所を開設していること。

3 スケジュール

	項 目	日 程
1	実施要領等の公表	令和7年4月4日(金)
2	質問書の受付期限	令和7年4月11日(金)午後4時まで
3	質問回答日	令和7年4月17日(木) (予定)
4	参加申込書及び資格確認書類提出期限	令和7年4月23日(水)午後4時まで
5	資格審査結果通知	令和7年4月30日(水)まで
6	企画提案書提出期限	令和7年5月15日(木)午後4時まで
7	プレゼンテーション審査	令和7年5月下旬 (予定)
8	受託候補者選考結果通知	令和7年6月上旬 (予定)
9	契約締結	令和7年6月中旬 (予定)

4 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問書(様式1)に必須事項と、簡潔にまとめた質問内容を記載し、メールアドレスへ電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの表題は「【事業者名】古賀市議会運営・映像配信システム再構築業務委託プロポーザルに関する質問」とし、提出後は電話で受信確認を行うこと。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、古賀市ホームページにおいて公表する。なお、電話等による個別の対応はしない。

5 現場確認

(1) 実施日時

令和7年4月7日(月)～令和7年4月18日(金) (土、日を除く)
午前9時～午後4時

(2) 実施場所

古賀市役所第1庁舎4階

(3) 実施条件

事前に議会事務局まで電話で日時を予約すること。
簡易な質問以外は受けしない。

6 参加申込書及び資格確認書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、仕様書、実施要領及び関係法令等の各規定を確認した上で、次に掲げる書類を提出すること。

その後、提出された書類により、提案資格の審査を行い、資格審査の結果を通知する。

- (1) 提出書類 各1部
- ① 参加申込書（様式2）
 - ② 事業者概要調書（様式3）
 - ③ 令和2年度～令和6年度における業務受託実績（様式4）

(2) 受付方法

持参又は郵送のいずれかにより受け付ける。
ただし、受付期間内に到着していない場合や、書類に不備がある場合は受け付けない。

7 企画提案書等の提出

参加申込書等の提出を行った者は、資格審査結果の通知を受けた後、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

	表題	備考
1	企画提案書（様式5）	（作成要領） ・用紙はA4サイズ横使いとし、原則として表紙を含めて40ページ以内で片面印刷、長辺とじであれば様式は任意。 ・仕様書、別紙の審査基準を参考に作成すること。わかりやすく簡潔な表現を用い、専門家でなくても理解できる内容とすること。
2	会社概要書	パンフレット等
3	本業務委託見積書	積算内訳書（算定根拠）を添付すること。 任意様式
4	保守点検等見積書 （瑕疵担保期間終了後 1年間に必要な費用）	・導入機器の総点検1回、各定例会前の定期点検4回（いずれも訪問により行うもの） ・その他、保守対応等で訪問する際の費用やシステム利用料などが別途かかる場合はあわせて計上すること。 任意様式

※各見積書は税込み額で記載すること。

(2) 受付方法

いずれも紙1部を郵送又は持参並びにPDFデータをメール送付のこと。
ただし、受付期間内に到着していない場合や、書類に不備がある場合は受け付けない。

8 プロポーザルの実施と審査方法

(1) 予定日時

令和7年5月下旬（予定） ※詳細は後日連絡

(2) 予定場所

古賀市役所第1庁舎4階 第1委員会室

(3) 内容

- ・提案者によるプレゼンテーションを実施する。
- ・プレゼンテーションは、参加申込書の受付順に行う。
- ・本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより選考委員会が審査を行う。
- ・提案時間は25分以内（セッティングに係る時間を含む）とし、その後質疑応答を15分以内で行う。
- ・参加人数は6人までとする。
- ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。ただし、映像や画像を駆使し、視覚的にわかりやすくする工夫は妨げない。
- ・机、椅子、電源、プロジェクター、スクリーンは用意するが、その他の機材は事業者で用意すること。

9 評価基準等

提案の内容については、別紙「審査基準」をもとに評価し、最も点数の高い業者を選定する。
なお、最高点数が並んだ場合は、本業務委託の見積価格が低い業者を選定する。

10 審査結果通知

古賀市ホームページで公表するほか、プレゼンテーションに参加した全ての者に対し、書面で通知する。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) 本要領で示した提出期日、提出方法、留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 価格提案書の金額が「2（4）提案上限額」に記載した金額を超過した場合

12 留意事項

- (1) プロポーザルへの参加に要した経費は、全て参加申込者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出後は、原則として、記載内容の変更を行うことはできない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的外の使用はしない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲において、複製することがある。
- (5) 参加申込者は、本プロポーザルの審査結果に意義を申し立てることができない。
- (6) 参加申込者は、審査における自身の評価項目ごとの点数の開示を求めることができる。

(問い合わせ先)

〒811-3192

福岡県古賀市駅東一丁目1番1号

古賀市議会事務局 松尾

電話：092-942-1134 (直通)

FAX：092-942-1160

メール：gikai@city.koga.fukuoka.jp